

○ひたちなか市一の敷地とみなすこと等の認定等に係る計画等の公告及び区域関係図書の縦覧
に関する規程

平成7年1月17日

告示第8号

改正 平成11年4月30日告示第103号

平成13年4月1日告示第36号

平成15年3月14日告示第23号

平成18年5月29日告示第83号

平成19年5月2日告示第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条第8項の規定に基づく公告及び縦覧並びに法第86条の2第6項及び法第86条の5第4項の規定に基づく公告について、必要な事項を定めるものとする。

(縦覧所)

第2条 法第86条第8項に規定する対象区域、建築物の位置その他国土交通省令で定める事項を表示した図書（以下「区域関係図書」という。）の縦覧の場所（以下「縦覧所」という。）は、ひたちなか市役所建築指導課とする。

(縦覧開始の公告)

第3条 市長は、区域関係図書の縦覧を開始しようとするときは、その旨を公告しなければならない。
2 法第86条第8項、法第86条の2第6項及び法第86条の5第4項並びに前項の規定に基づく公告は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(縦覧手続)

第4条 区域関係図書を縦覧しようとする者（以下「縦覧人」という。）は、区域関係図書縦覧申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(縦覧手数料)

第5条 区域関係図書の縦覧は、無料とする。

(貸出し又は持出しの禁止)

第6条 縦覧人への区域関係図書の貸出しは、行わない。

2 縦覧人は、区域関係図書を縦覧所の外へ持ち出してはならない。

(縦覧時間等)

第7条 区域関係図書の縦覧時間は、次に掲げる日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 前2号に規定する日を除く1月2日から1月3日までの日及び12月29日から12月31

日までの日

2 市長は、区域関係図書の整理その他正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、縦覧時間を伸縮し、又は縦覧できない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧所に掲示するものとする。

(区域関係図書の返納)

第8条 区域関係図書は、縦覧が終了したとき、又は縦覧時間を経過したときは、直ちに返納しなければならない。

(縦覧の停止又は拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 区域関係図書を汚損し、若しくは損傷した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 縦覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

付 則

この告示は、特定行政庁を設置した日から施行する。

付 則 (平成11年告示第103号)

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

付 則 (平成13年告示第36号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年告示第23号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年告示第83号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

区域関係図書縦覧申込書	
年 月 日	
ひたちなか市長	殿
申込者 住 所 _____	
氏 名 _____ (印)	
電話番号 _____	
(自署の場合は、押印は必要ありません。)	
下記について、縦覧を申し込みます。	
記	
1 公告対象区域	
ひたちなか市	_____
2 認定番号 及び年月日	
	第 号 年 月 日
3 縦覧目的	_____

備考 (この欄は、記入しないでください。)	

別記様式（第4条関係）